

平成26年 2月17日 開会

平成26年 2月17日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目

次

2月定例会会期及び議事日程	2
2月定例会付議事件	3
△ 2月17日(月)	
出欠議員氏名	5
地方自治法第121条による出席者	5
開 会	6
議席の指定	6
会期の決定	6
議事日程	6
諸報告	6
会議録署名議員の指名	6
議会運営委員会委員の補欠選任	6
議案上程	6
提案理由説明	7
横尾俊彦広域連合長	7
議案に対する質疑	8
福田清道議員	8
松隈武敏副事務局長	9
広域連合一般に対する質問	9
福田清道議員	10
江副元喜事務局長	10
福田清道議員	10
江副元喜事務局長	11
討 論	11
福田清道議員	11
採 決	12
討 論	12
福田清道議員	12
採 決	12
議決事件の字句及び数字等の整理	13
閉 会	13
(資料)	
議席表(「議席の指定」の際配布)	16
議案質疑項目表	17
一般質問項目表	18

2 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2 月 17 日	月	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員の補欠選任 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第3号議案 平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第4号議案 平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第5号議案 平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第6号議案 平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第7号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画について

△ 選任等

- 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 議決事件の字句及び数字等の整理について

平成26年 2 月 17 日 (月)

平成26年2月17日（月） 午前10時 開会

出席議員

1. 末次利男	2. 久原久男	3. 白武悟
4. 西原好文	6. 松尾文則	7. 古館義純
8. 古賀通	9. 中山五雄	10. 林博文
11. 大隈正道	12. 福田清道	13. 大島恒典
15. 角田一美	16. 牟田勝浩	17. 内山泰宏
18. 山本茂雄	19. 小石弘和	20. 笹山茂成
21. 中本正一	22. 平原嘉徳	

欠席議員

5. 松崎直文	14. 堤克彦	
---------	---------	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	武村弘正	会計管理者	岸川正範
事務局長	江副元喜	副事務局長兼総務課長	松隈武敏
業務課長	古川俊彦		

◎ 開 会

○平原嘉徳議長

おはようございます。これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○平原嘉徳議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

◎ 会期の決定

○平原嘉徳議長

それでは次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○平原嘉徳議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおりといたします。

◎ 諸報告

○平原嘉徳議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第1号のとおりです。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成26年1月14日に、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

1月14日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成25年

度10月分）

（一般会計・特別会計等の平成25年

度11月分）

◎ 会議録署名議員の指名

○平原嘉徳議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において大隈議員及び福田議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○平原嘉徳議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、小石議員を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小石議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 議案上程

○平原嘉徳議長

次に、日程により、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、第3号議案 平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第4号議案 平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、第5号議案 平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、第6号議案 平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、第7号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画について、以上の8件を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○平原嘉徳議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。本日、平成26年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、今議会に提案しております諸議案につきまして順次御説明をさせていただきますが、まずは高齢者の医療に係る議論の状況について御報告をさせていただきます。

昨年は、「社会保障制度改革国民会議」の開催、またその報告を受けての、今後の改革の工程表となる、いわゆる「プログラム法」の成立など、「社会保障と税の一体改革」の議論が進んだ年でありました。

この法律では、「持続可能な医療保険制度等を構築するため、必要な措置を講ずる」とされており、「医療保険制度等の安定化」「医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保」などの項目が掲げられております。

高齢者医療制度につきましても、「保険料に係る低所得者の負担の軽減」「70歳から74歳までの一部負担金の見直し」「高額療養費の見直し」などが検討されまして、平成26年度の国の予算案などとして、既に反映をされているところもあるようでございます。

今後も、国におきましては「プログラム法」に基づく法案提出に向けた様々な議論がなされるものと思われまますので、社会保障審議会、あるいは全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望活動を通じて、現場からの意見を申し上げたいと考えております。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の発足から間もなく6年が経過するところではありますが、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、県内全市町と一致協力の上、広域連合の円滑な運営に当たる所存でございますので、今後とも議員各位の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案の議案につきまして御説明申し

上げます。

初めに、第1号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」でございます。

臨時特例基金は、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減などのために、国からの交付金を基金に一旦積み立てた上で、取り崩して活用するものであります。

今回、国の当初予算において、平成26年度の保険料軽減などに充てる交付金が計上されていますことから、本広域連合として来年度も保険料軽減を継続して実施するため、基金の設置に関して規定しています条例の失効日を1年延長するものがございます。

次に、第2号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本条例につきましては、保健事業に関する記載事項の追加並びに平成26年度以降の保険料に関する事項を定めるため提案するものがございます。

本条例の主な内容としましては、平成26・27年度の保険料率について、所得割率を現行の9.6%から9.88%に、被保険者均等割額を現行の4万9,500円から5万1,800円にそれぞれ改定するものがございます。

後期高齢者医療の保険料につきましては、後期高齢者負担率や一人当たりの医療給付費の増加などによりまして、今後も上昇していくことが見込まれるところでございますが、今回の保険料率の算定に当たりましては、本年度の剰余金や、県に設置されております財政安定化基金を活用することにより、でき得る限り保険料率の上昇を抑えております。

また、保険料賦課限度額につきましても、国の限度額改正に合わせ、中間所得者の負担軽減のために現行の55万円から57万円に引き上げすることとしております。

さらに、低所得者の負担軽減策として、国の政令改正により、被保険者均等割の5割及び2割軽減が拡大されることに伴い、対象者の所得基準につきましても、必要な改正を行っているところで

ございます。

次に、第3号議案の「平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億8,448万8,000円で、前年度当初予算と比較して、事務局運営の見直しなどにより、712万1,000円、約3.7%の減となっております。

次に、第4号議案の「平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,187億483万6,000円で、前年度当初予算と比較して1億2,502万2,000円、約0.1%の増となっております。

その費用の大部分を占めます医療給付費につきましては、平均被保険者数は約11万8,500人、一人当たり給付費は約98万4,000円を見込んでおります。

このことにより、医療給付費総額は、1,166億690万5,000円の費用を見込み、その主要な財源として、市町支出金、国・県支出金、支払基金交付金、臨時特例基金繰入金などの所要額を計上いたしております。

また、主な事業としまして、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものにするためにも、医療費適正化につきましては、給付に係るレセプト点検の充実やジェネリック医薬品の使用促進などを強化していきます。

保健事業につきましては、引き続き健康診査の受診率向上に努めるとともに、新たに、要治療の判定を受けた被保険者に対して訪問受診指導を行うこととしております。

さらに、被保険者の医療費分析等に基づいたデータヘルスを推進することで、より効果的な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に、第5号議案の「平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、経費の執行見込みによりまして、総務費及び予備費を合わせて1,353万7,000円を減額し、それに伴いまして市町共通経費負担金を減額するものでございます。

次に、第6号議案の「平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ25億6,061万8,000円を減額をし、補正後はそれぞれ1,184億5,695万7,000円としております。

その補正の主なものは、保険給付費の執行見込みにより減額するものでございます。

次に、第7号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

当広域連合の識見監査委員が平成26年2月21日をもって任期満了となりますので、今回新たに選任するものでございます。

最後に、第8号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画について」でございます。

現行の計画が本年度に満了となることに伴い、平成26年度から5年間の広域計画を策定するものでございます。

新たな広域計画につきましては、安定的な財政運営、事務処理の効率化、医療費適正化の推進、保健事業の推進、データヘルスの推進、この5つの基本方針を掲げるとともに、広域連合と市町の事務分担につきましても、市町との協議の上、より明確な記載をしているところでございます。

以上、今回提案いたしております議案につきまして、御説明申し上げます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○平原嘉徳議長

以上で提案理由説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○平原嘉徳議長

これより議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

通告に従いまして、第2号議案について質問をいたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するこの議案でございますが、平成26・27年度の保険料の改定について、

財政安定化基金の活用ということについてであります。この中に、交付を受けるとなれば次期保険料の増加要因になるのかという、この増加要因について安定化基金の使い道について質問をいたします。

また、最高限度額の引き上げでございますが、57万円と最高限度額がなるわけですが、県内で900名前後の方が引き上げられますけれども、特に我がまちは神埼であります。どの程度の人数の引き上げ対象になるのかを質問いたします。

以上です。

○松隈武敏副事務局長

福田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目ですけれども、財政安定化基金に関してでございます。

財政安定化基金につきましては、保険料が予定した収納率を下回ったり、予想以上に給付費が膨らんだといったことで生じます財政のリスクを補うために、国・都道府県・広域連合が3分の1ずつ拠出をいたしまして、都道府県に設置するものでございまして、これは法に基づいて制度開始時の平成20年度から設置をしておるところでございます。

平成22年度からは、本来の目的以外に保険料率の増加抑制を図るために、当分の間、財政安定化基金を取り崩し活用することができるという特例措置が設けられております。

この特例措置に基づきまして、本広域連合におきましても、今回の保険料率の改定に当たって、佐賀県と協議をさせていただきまして、前回改定時と同額の8億円を活用する計画で保険料率を算定し、保険料の急激な増加を抑制をしております。

しかし、今後の財政安定化基金の活用に当たりますには、基金への積立額が本来の財政リスク相当額のみとなり、拠出率が低下する可能性もありまして、仮に活用するをいたしましても、今後の基金の収支の見込みから、保険料率抑制財源として、今回と同規模の額を取り崩して活用できるという確約は現在のところない状況でございます。

そういう状況の中で、次期保険料改定時に基金活用額が今回8億円活用させていただいておりま

すけれども、この8億円から減少する場合は、その減少分を保険料で賄うこととなりますので、次期保険料の増加要因となり得るというふうにご考慮しておるところでございます。

2点目の保険料賦課限度額についてでございますけれども、後期高齢者医療制度におきましては、保険料負担について、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響等を確保する観点から、保険料の賦課限度額を設定をしております。

今回の賦課限度額の引き上げにつきましては、医療給付費の伸び等によりまして、保険料負担の増加が見込まれる中、中間所得層の負担のバランス等を考慮いたしまして、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を現行の55万円から57万円に引き上げるものでございます。

賦課限度額を55万円から57万円に引き上げた場合、上限額に該当する被保険者は佐賀県内で910人と推計しておりまして、被保険者全体の率で申し上げますと、約0.76%になっております。

御質問の神埼市の場合でございますけれども、被保険者数4,628名で、賦課限度額に達する方が22名、率にいたしまして0.48%という見込みを立てております。

今回、賦課限度額を57万円とすることで保険料が増加しますけれども、その額が約2,500万円と試算しております。55万円と試算した場合と比較いたしまして、所得割率が9.88%、0.05ポイント低下することになりますので、これにより中間所得層の保険料負担が軽減されるということになります。

以上、お答えをいたします。

○平原嘉徳議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○平原嘉徳議長

これより広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

それでは、一般質問を1点だけ行います。

この後期高齢者の医療制度につきまして、75歳以上の人口の伸びと医療の関係についてであります。皆さんも御存じのように、今後、全国的には人口減少の時代へと突入しておるところであります。佐賀県においても、65歳以上の人口比率が26%にもうのっております。そういう中で、当然75歳以上の高齢者人口は増加していくわけですが、この医療制度は、そういう中で75歳以上という中で医療制度を賄っていくということありますから、ますます矛盾が深まっていくものというふうに言わなければならないと思います。

そういう中で、当局のほうとしては、この医療制度を今後ともこのように安定的に続けられるのかどうか、その見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○江副元喜事務局長

医療制度についての御質問にお答えいたします。高齢者の医療制度につきましては、これまでさまざまな議論が重ねられた上で、平成20年度から後期高齢者医療制度の運用が始まり、今年度で6年目を迎えております。

おっしゃるとおり、佐賀県の高齢者人口につきましては、御承知のとおり毎年増加しております。後期高齢者医療の被保険者数も、平成26年度は約11万8,500人。続いて、平成27年度は約12万人を見込んでおまして、団塊世代の75歳到達をピークといたしまして、後期高齢者医療の被保険者は今後も増加が続くものと考えております。

後期高齢者の医療給付費につきましては、被保険者からの保険料、それから現役世代からの支援金、そして、国、県、市町の公費により、それぞれ原則1対4対5の割合で負担することとなっており、被保険者の増加が続く限り、医療給付費とそれぞれの負担額は当然大きくなってまいります。

また、その負担が伸びる要因といたしまして、まずは1人当たりの医療費の伸び、そして後期高齢者負担率の伸びがあるわけで、本県におきましては、まずはその1人当たりの医療費は毎年数%ずつ伸びている状況でありまして、保険者として

も、この医療費の伸びを抑えるための医療費の適正化の取り組みと保健事業を強化することが最重要であると考えております。

また、一方の後期高齢者の負担率につきましては、これはいわゆる高齢者と現役世代で原則1対4の保険料負担となっておりますけど、高齢者の人口の増加と、少子化による現役世代人口の減少による世代間の負担の公平を図るためとして、現役世代人口の減少に応じて、後期高齢者の保険料の負担率を上げていく仕組みが設けられております。このことから、平成26年度の改定では、高齢者の負担割合が10.51%から0.22ポイント増の10.73%に引き上げられております。今後も、高齢者人口の増加と現役世代の人口の減少が見込まれますので、2年ごとの改定ごとに上昇していくんじゃないかと考えております。

そこで、この高齢者の負担率の上昇の仕組みにつきましては、世代間の保険料の規模に応じて分担する仕組みへ改定したらどうか、改善したらどうかということで、今現在、国に対して負担率上昇の緩和につきましては意見を申し上げているところでございます。

それから、さらに公費負担につきましても、できる限り被保険者の、いわゆる高齢者の方々の過度の負担とならないように、全国協議会を通じまして、医療給付費に対する国庫負担割合を増加することとあわせて要望を続けておるところでございます。

このように、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合といたしましては、本制度を安定的、継続的に運営を行っていくためにも、また、高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、今後とも国とも協議を重ねながら運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福田清道議員

じゃ、再質問をいたしますが、当然、国に対して被保険者の負担の割合をとにかく少なくするというか、それを公費の増額を求めるのは、やっぱり当然なことであると思うんですが、新聞報道によりますと、厚生労働省の国会答弁といいますか、

日本共産党の小池晃参議院議員の質問等の中で、75歳以上の高齢者に公費を使うというか、お金を増やすのは、もうもったいないというような答弁もあったような報道もあっておりますが、国のそういう高齢者に対する非常に情け容赦のない姿勢というものが、そういう答弁の中にも明らかでありますけれども、そういう中で、この75歳以上の、ここに限定するような制度というものが、私は早晩行き詰まると思うんですが、その点、そういう公費負担を求めるといのは当然であるけれども、この年齢制限、年齢による保険制度の矛盾というものを、当局としては認識しておられるのかどうか、質問いたします。

○江副元喜事務局長

再度の御質問ですけれども、この高齢者医療制度につきましては、いろんな議論をされた上で、重ねられて現在の現行の制度に落ちついております。過去、高齢者の医療につきましては、いろいろと議論の中で、費用負担をどうするかというのが最大の課題でございました。それを解決するために、年齢で構成を分けまして、それぞれ先ほども申しましたとおり、保険料、それから現役世代の支援、それと国の負担というのを明確にした上で、それともう1つ、運営主体を広域連合ということで、実際の責任者というのを連合に求めております。そういったことで、過去の制度については、いろんな議論があろうとも今現在の制度が望ましいということで国が進めているわけでございます。

この制度につきましても、昨年、先ほど国民会議の話が出ましたが、そちらのほうでも大いに議論をされております。その中の結論といたしましては、いわゆる今後はこの現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくというふうな会議での結論が出ておりますし、それを受けての、先ほどのプログラム法案もそれを受けております。しっかりと国のほうはこの制度を維持していくと。ただし、必要な見直しがあればそれは行っていくというふうな結論も出ておりますし、我々連合といたしましても、今後ともこの制度が持続していくというふうな考えを持っております。

その際に、一番問題なのは、先ほどの高齢者の負担をどこまで見ていくかという話になると思います。この議論につきましては、どこが保険者になろうとも、この負担割合については、いわゆる世代間の負担割合、それから、国の国庫負担の割合、そういったものが課題とはなっておりませんので、先ほど答弁いたしましたけど、ここににつきましては、連合としても、現場の声ということで、被保険者が置かれている状況、あるいはそれぞれの負担率、御承知のとおり若年者、現役世代もかなりの負担を保険料として支払っているわけですので、そこら辺の割合については、負担率の見直しであるとか、そういったものを見直していきたいと、かように考えています。国のほうも、決して高齢者を見捨てるという話ではございませんで、こういった議論につきましては、いろんなたびに国のほうに制度の改正を要望している段階で、我々としたら、この部分については、再度要望等を重ねまして、この制度が継続していくように心がけてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○平原嘉徳議長

以上で、通告による質問は終わりました。

これをもって、広域連合一般に対する質問は終了いたします。

◎ 討 論

○平原嘉徳議長

これより、順次、討論及び採決を行います。

討論についての議員の発言時間は10分以内いたします。

まず、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

第2号議案につきまして、反対の立場から討論いたします。

この第2号議案におきましては、保険料を算出するための保険料率は、各広域連合が定めること

になっておりますが、この2年ごとの見直しの時期が、本年、平成26年・27年となっております。先ほども一般質問でも申し上げましたように、この高齢者を取り巻く経済情勢は、4月1日からの消費税の引き上げ、それから、昨年末の年金の切り下げを初めとして、大変厳しい情勢であります。確かに、法律による見直しとはいえ、この情勢を考慮をして、少なくとも現状維持に据え置くべきであるというふうに思うわけであります。よって、この条例改正には反対をいたします。

○平原嘉徳議長

以上で討論は終結いたします。

◎採決

○平原嘉徳議長

これより第2号議案の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎討論

○平原嘉徳議長

次に、第4号議案 平成26年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

それでは、第4号議案に反対の立場から討論をいたします。

平成26年度特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1,187億483万6,000円となっております。平成26年度は、保険料の見直しの年となっております。この医療制度は、75歳人口と医療費の増加に応じて保険料が自動的に引き上げられる仕組みであります。しかも、厚生労働省は、国、都道府県の拠出と保険料が、財源の財政安定化基金を保険料軽減に活用する動きに対して、人生の、先の短い高齢者に金を使うなど圧力をかけていたことが、日本共産党の小池晃、田村智子両参議院議員の追求で明らかになっております。

今回の値上げは、均等割で年2,300円、所得割率で9.6%から9.88%、0.28ポイントの引き上げ。1人当たりの保険料額、これは軽減適用後2か年平均で年額5万6,898円から5万7,846円、年額948円の引き上げとなっております。

そういう中で、4月1日からの消費税の引き上げ、年金の引き下げは、高齢者の生活基盤を脅かし、生活の不安はますます増大しております。まさに命にかかわる大問題であります。あらゆる手だてを講じて、保険料は抑制すべきであります。75歳以上を限定してのこの医療制度は、高齢化がますます進展する中で行き詰まるのは明らかであります。年齢差別のこの制度は廃止するしかないということ述べて、反対討論といたします。

○平原嘉徳議長

以上で討論は終結いたします。

◎採決

○平原嘉徳議長

これより第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第5号議案は原

案のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第7号議案は同意することに決定いたしました。

次に、第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○平原嘉徳議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○平原嘉徳議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 碓 雅 行

議 会 事 務 局 副 局 長 今 井 剛

参 事 松 隈 武 敏

書 記 坂 井 勝 己

書 記 矢 川 靖 章

書 記 森 園 敦 志

書 記 岡 本 一 輝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 平 原 嘉 徳

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 大 隈 正 道

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 福 田 清 道

会 議 録 作 成 者 碓 雅 行
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

議 席 表

(平成26年2月17日)

(鹿島市) 角田議員	(武雄市) 牟田議員	(伊万里市) 内山議員	(多久市) 山本議員	(鳥栖市) 小石議員	(唐津市) 笹山議員	(佐賀市) 中本議員	(佐賀市) 平原議員
15	16	17	18	19	20	21	22
(玄海町) 古館議員	(みやき町) 古賀議員	(上峰町) 中山議員	(基山町) 林議員	(吉野ヶ里町) 大隈議員	(神崎市) 福田議員	(嬉野市) 大島議員	(小城市) 堤議員
7	8	9	10	11	12	13	14
		(太良町) 末次議員	(白石町) 久原議員	(白石町) 白武議員	(江北町) 西原議員	(大町町) 松崎議員	(有田町) 松尾議員
		1	2	3	4	5	6

議席の指定	大島 議員 (13番)
	小石 議員 (19番)

(資料) 議案質疑項目表

○ 議案質疑

平成26年2月定例会

質疑順	氏名	質疑事項
1	福田清道	第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 1 平成26・27年度保険料率の改定について 財政安定化基金の活用について 交付を受けると何故次期保険料増加要因となるのか 2 保険料賦課限度額について 57万円となる人数は

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

平成26年2月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	福田清道	一問一答	後期高齢者医療制度について 75才以上の人口の伸びと医療との関連について 今後、全国的には人口減少時代への転換期となっている 中で、75才以上の高齢者人口は増加していく。 この医療制度はますます矛盾を深めていくものとならざるを得ない。当局の考えを問う。